

# 鶴山小だより

津山市立鶴山小学校  
学校だより No.1  
令和6年4月15日(月)

## 令和6年度もよろしく願っています!

先日、54名の新生を迎え、全校児童321人で鶴山小学校の令和6年度がスタートしました。在校生も進級し、新しい先生と共に意欲満々で新学期を過ごしています。

始業式では子どもたちに「みんなで楽しい鶴山小学校をつくっていきましょう!」というメッセージを届けました。そのためにも教職員と子どもたちの力だけでなく、保護者の皆様・地域の皆様の力を合わせて、「みんなで楽しい鶴山小学校を」つくっていかれたらと思います。令和6年度も本校の教育活動にご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

新学期はたくさんの行事や検診等があり大変忙しい時期です。そのような時期に、最上級生となった6年生が大活躍しています。行事の準備、行事における立ち振る舞い、下級生の世話、片付け、学習に取り組む姿勢、どれをとっても素晴らしい動きを見せてくれており嬉しい限りです。程よい緊張感をもち、新鮮な気持ちで張り切っている子どもたちの気持ちを大切にしながら、教職員一同「チーム鶴山小」で頑張っまいりますので1年間どうぞよろしく願っています。



【1年1組 27名】



【1年2組 27名】

## 学校教育目標

『学習・生活集団力を高め、学び認め合う心豊かな子どもの育成』

考える子

創造性豊かに、自ら考え、自ら学ぼうとし、学んだことをみんなのために生かそうとする気持ちを育てる

助け合う子

相手の立場に立って考えることができ、相手を尊重できる温かい心情を育てる

やりぬく子

自分の良さを知り、集団の規律を守り、最後まで粘り強くがんばる力を育てる

【退職・離任された先生方】

大変お世話になりました。新天地でもご活躍ください。

- 森本 宏伸 (校長) 津山市立大崎小学校へ
- 金子久美子 (主幹教諭) 教頭昇任・津山市立成名小学校へ
- 内野 健登 (事務主任) 備前市立三石小学校へ
- 杉浦 玲可 (非常勤講師) 津山市立成名小学校へ
- 石田 葉子 (講師) 退職
- 光永 道代 (スクールヘルパー) 退職



【着任された先生方】

どうぞよろしく申し上げます。

- 高山壮太郎 (校長) 津山市立向陽小学校より
- 久安 武志 (主幹教諭) 本校で昇任
- 松本都望恵 (指導教諭) 本校で昇任
- 林田英美里 (教諭) 新採用・津山市立院庄小学校より
- 森末 奈苗 (教諭) 新採用・赤磐市立山陽東小学校より
- 政平 詩 (講師) 新採用
- 井上 新子 (教諭) 津山市立林田小学校より
- 一ノ瀬美由紀 (事務職員) 津山市立高野小学校より
- 山根 友英 (事務主任) 津山市立高野小学校より
- 早瀬満里江 (スクールヘルパー) 津山市立弥生小学校より



学年担任制が始まります

今年度から、津山市では全ての小学校で「学年担任制」が導入されます。本校では1～3年生でこの学年担任制を採用します。複数の教員で児童を見守ることにより、子どもたちの変化に気づく機会を増やしきめ細やかで丁寧な対応を行うことが目的です。この取組により、子どもたちも複数の先生に困っていることや悩み事を相談できる環境をつくりだすことができます。本市・本校の取組にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年度 職員紹介

校長 高山壮太郎  
 教頭 永井 義彰  
 主幹教諭 久安 武志  
 指導教諭 松本都望恵  
 生徒指導 中江 勇治  
 1年担任(1組) 地職美千子  
 1年担任(2組) 頃安 美里  
 2年担任(1組) 鳶 典子  
 2年担任(2組) 政平 詩  
 3年担任(1組) 後神 彩  
 3年担任(2組) 林田英美里  
 4年1組担任 森末 奈苗  
 4年2組担任 松本 兼也

5年1組担任 中脇 智美  
 5年2組担任 貞廣 歩夢  
 6年1組担任 遠藤 龍彦  
 6年2組担任 吉原亜佐美  
 支援A1担任 忠政 祐子  
 支援B1担任 濱田 佳典  
 支援B2担任 服部 智江  
 支援B3担任 中塚 秀明  
 新採用指導 井上 新子  
 専科教員 重平 徹治  
 養護教諭 田淵 友子  
 事務職員 一ノ瀬美由紀  
 非常勤講師 山本美智恵

非常勤講師 岡田 仁味  
 非常勤講師 乗峯 憲悟  
 英語支援員 檜本いづみ  
 スクールヘルパー 今田 貴子  
 スクールヘルパー 新免 とも子  
 スクールヘルパー 早瀬満里江  
 登校支援員 宮城 三紀  
 業務アシスタント 福田 裕子  
 学校司書 長船 加奈  
 給食支援員 中島 尚美  
 給食支援員 川口裕貴子  
 給食支援員 水島 友里  
 校務作業員 行重 敏郎

子どもたちの学校生活の様子を学校ホームページで更新しています。  
 PCだけでなく次の二次元コードを読み取っていただくと携帯用にもつながります。  
 大切な配布物やお知らせ等もアップしますので、ぜひ定期的にご覧下さい。



令和6年度 5月行事予定 津山市立鶴山小学校 (授業日数:1~6年 20日)

日	曜	給食	学 校 行 事	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	水	○	クリーン隊 全校朝の会 聴力検査(3・5年)	5	5	5	5	5	5
2	木	○	春の遠足 短⑤ 14:50下校	5	5	5	5	5	5
3	金		憲法記念日						
4	土		みどりの日						
5	日		こどもの日						
6	月		振替休業日						
7	火	○	家庭訪問 短④ 13:00下校 視力検査(10日まで)	4	4	4	4	4	4
8	水	○	3年町たんけん8:35~9:25 家庭訪問 短④ 13:00下校	4	4	4	4	4	4
9	木	○	PUT	5	5	6	6	6	6
10	金	○	家庭訪問 短④ 13:00下校	4	4	4	4	4	4
11	土								
12	日								
13	月	○	家庭訪問 短④ 13:00下校	4	4	4	4	4	4
14	火	○	3年町たんけん8:35~9:25 市センター第1回部会 短⑤14:40下校	5	5	5	5	5	5
15	水	○	読書ボランティア ぶっくまる 引渡訓練	5	5	5	5	5	5
16	木	○	芸術鑑賞会 PUT 内科検診(2・6年13:15~)	5	5	6	6	6	6
17	金	○	一年生を迎える会 委員会 4年短⑤14:50下校	5	5	5	5	6	6
18	土								
19	日								
20	月	○	心電・心音図(1年 9:00~) 短⑤ 14:50下校	5	5	5	5	5	5
21	火	○	3年町たんけん8:35~9:25 プール掃除	5	6	6	6	6	6
22	水	○	職員会議 眼科検診(1・3・5年 13:30~)	5	5	5	5	5	5
23	木	○	3年町たんけん8:35~9:25 PUT	5	5	6	6	6	6
24	金	○	クラブ	5	5	5	6	6	6
25	土								
26	日								
27	月	○	学級代表の会 プール掃除予備	5	5	6	6	6	6
28	火	○	新体カテスト	5	6	6	6	6	6
29	水	○	読書ボランティア 尿検査2次(31日まで)	5	5	5	5	5	5
30	木	○	内科検診(3・4年 13:15~) 耳鼻科検診(全 9:00~) PUT	5	5	6	6	6	6
31	金	○	参観日 救急法講習 短⑤14:45下校	5	5	5	5	5	5
6月				101	103	108	109	110	110
3日(月)交通安全教室(4年)クリーン隊 全校朝の会 ALT 4日(火)海事研修 5日(水)海事研修 6日(木)PUT 7日(金)委員会 4年短⑤ 12日(水)ぶっくまる 13日(木)修学旅行 14日(金)修学旅行 20日(木)交通安全教室(1年) PUT 21日(金)委員会 4年短⑤ 24日(月)学級代表の会 27日(木)PUT 地区懇談会 28日(金)クラブ 地区懇談会				給食日数 :1~6年 20日					

# 津山市立鶴山小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

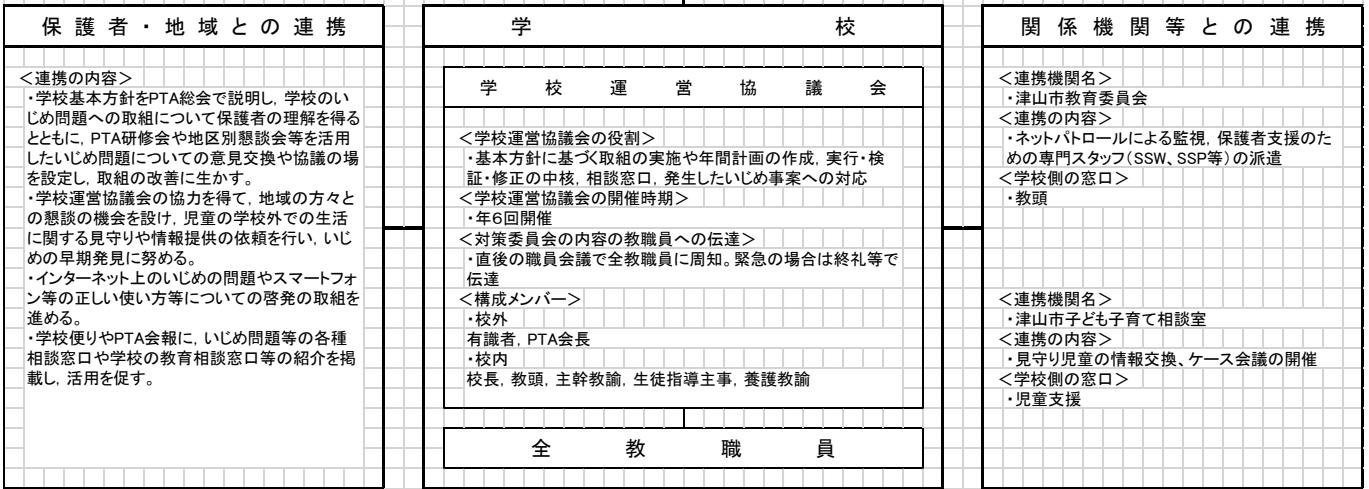
## めざす子ども（児童）像

### 〇いじめをしない、させない、ゆるさない子

- ・命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子
- ・学校生活の中で、自他の存在を認め合い、自己肯定感を高め、自己の良さを十分に発揮できる子

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のメール等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
  - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
  - ・いじめの早期発見のために学期ごとにアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・インターネット・メールの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修等を実施する。
  - ・「いじめについて考える週間」において、各学年等が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの未然防止	<p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点等についての研修を行う。</li> </ul> <p>(学級・自己)</p> <p>用感や充実感を感じられる学級づくりや落ち着いた学習等の基礎となる学習規律の定着を行う。</p> <p>(児童会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについて考える週間や人権週間では、児童会活動の中の委員会活動において、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。</li> </ul> <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年集会や行事等の特別活動を通して、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。また、保護者への啓発活動を、実施する。</li> </ul>
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。</li> </ul> <p>(関係)</p> <p>員終礼や毎週金曜日終礼前に、児童生徒に関する情報共有する時間をもつ。</p> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。</li> </ul> <p>(関係)</p> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット等で行われるいじめに対しては、県のネットパトロール事業等から状況を把握し、いじめを認知した場合は、教育委員会等関係機関と連携して対応する。</li> </ul> <p>(関係)</p> <p>・インター</p>
③ いじめへの対応	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。</li> </ul> <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul> <p>(重大事態への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめによる重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、いじめ対策委員会を開催し、教育委員会と連携して組織的に対応する。</li> </ul> <p>(重大事態)</p> <p>・いじめによる重</p>